# 大阪府後期高齢者医療広域連合資金管理運用方針細則

## 1　目的

この細則は大阪府高齢者医療広域連合資金管理運用方針（以下「運用方針」とする）の規定に基づき、資金に余裕が生じた場合の運用について必要な事項を定め、信用リスクへの対応を図ることを目的とする。

## 2　対象金融機関

運用方針の別表記載の「運用期間及び上限額」を定める金融機関については、下記一覧表のとおりとする。

| 対　　象 | 金融機関名（申請順） |
|---|---|
| 信用格付機関（スタンダード＆プアーズ 、 ムーディーズ・ジャパン、日本格付研究所 、 格付投資情報センター 、 フィッチ・レーティングス・ジャパン のいずれか）において、A評価以上を取得した金融機関のうち、会計管理者が認めるもの | 三菱 UFJ 銀行、<br>りそな銀行、<br>みずほ銀行、<br>三井住友銀行、<br>三菱 UFJ 信託銀行、<br>三井住友信託銀行、<br>あおぞら銀行、<br>関西みらい銀行、<br>兵庫県農業協同組合連合会、<br>尼崎信用金庫、<br>南都銀行、<br>紀陽銀行、<br>SBI 新生銀行、<br>京都銀行、<br>大阪府信用農業協同組合連合会、<br>名古屋銀行、<br>香川銀行、<br>東京スター銀行、<br>野村證券、<br>三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券、<br>SMBC 日興証券、<br>広島銀行、<br>住信 SBI ネット銀行、 |

| | |
|---|---|
| | 伊予銀行、<br>大和証券、<br>大阪商工信用金庫 |

附 則

この細則は、平成２７年１２月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２８年８月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成３０年９月１９日から施行する。

附 則

この細則は、平成３０年１１月９日から施行する。

附 則

この細則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この細則は、令和５年１月４日から施行する。

附 則

この細則は、令和６年８月１９日から施行する。

附 則

この細則は、令和６年１１月２１日から施行する。

附 則

この細則は、令和７年１月３１日から施行する。

附 則

この細則は、令和７年６月２３日から施行する。

附 則

この細則は、令和７年１２月１０日から施行する。

附 則

この細則は、令和７年１２月１７日から施行する。

附 則

この細則は、令和８年２月１６日から施行する。

附 則

この細則は、令和８年５月８日から施行する。

附 則

この細則は、令和８年８月３日から施行する。

附 則

この細則は、令和８年 10 月 16 日から施行する。